

東京ビル政連

東京ビルメンテナンス政治連盟
 発行責任者 梶山 龍 誠
 〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5
 ビルメンテナンス会館
 TEL 03-3805-2950
 FAX 03-3805-7550

来賓の高島議員・中川議員が挨拶

第14回評議員会開催

令和元年事業報告等を承認

東京ビル政連は2月25日、ビルメンテナンス会館で第14回評議員会を開催し、「令和元年事業報告」「同決算報告」と、「規約の一部改正」「理事の選任」について審議し、全会一致で承認した。また、公務多忙の中ご来場いただいた高島直樹都議会議長と中川雅治参議院議員が、来賓として挨拶を行った(令和元年事業報告の概要と同収支決算報告は2面に掲載)。

来賓挨拶では、自由民主党東京都支部連合会幹事長、東京都議会自由民主党ビルメンテナンス産業振興政策研究会顧問として支援している高島直樹都議会議長が、「私どもは、政連の理事長をはじめ業界の皆様方としっかり手を携えて、少しでもビルメンの皆様のお仕事にスムーズに、そしてきちんと結果を出せるよう努力をさせていただきたい」と力強く表明。

元環境大臣で、ビルメンテナンス議員連盟幹事長として品確法改正などビルメン業界の発展にご尽力をいただいている中川雅治参議院議員は、品確法の新たな改正に言及し、「昨年の改正により、さらに発注者の責務としてビルメンテナン業務を位置付けることができました。しかも既存の建物の維持管理も品確法の対象として発注者が適正な価格で、業界の皆様方が後継者の育成に必要な利潤を確保できるように発注をしなければならぬというところがうたわれまして、画期的なことだと思います。そして、国土交通省から運用指針が出ており、厚生労働省では年度内に



高島直樹都議会議長(右)、中川雅治参議院議員(左)



参集した評議員、理事、相談役のみなさんに向けて挨拶を述べる梶山理事長



梶山龍誠理事長(右)、中川雅治参議院議員(左)

発行したいということで、ガイドラインの改定作業を進めているところがございます」と説明。短時間労働者の厚生年金の適用拡大、年度途中の最低賃金の引き上げなどにも言及し、「まだ、さまざまな

課題がございますが、引き続き議連の伊吹会長や橋本副会長、平口事務局長らと一緒に、これからの皆様方のご意見ご要望を踏まえて活動してまいります」と抱負を語った。

理事長挨拶では、梶山龍誠

都議会自民党新型コロナウイルス感染症緊急対策チームに対し

新型コロナウイルス感染症対策・意見及び要望提出

都議会自民党新型コロナウイルス感染症緊急対策チームを、衛生面と安全面の両面から陰ながら支えるビルメンテナンス業務の重要性が認知され始めており、欧米では感染リスク低減措置等について、行政が各業界と密に連携して環境整備を進めております。

つきましてはビルメンテナンス業界におきましても、経営面における更なる支援策の拡充と、事業環境整備に関わる一層のご協力をお願いしたく下記に要望を取りまとめました。

最近、東京都(行政・外郭団体を含む)施設担当者より、施設管理従業員全員がマスクを着用するよう要請があり、マスク不足を理由に不可能な旨申し上げた事例がございました。御承知のように、以前は1枚10円から15円にて購入できたマスクが、現在中国等から

あと、「今年はおリンピック・パラリンピックイヤーです。世界各国から多数の方々がお越しになることから、日本のビルメンのサービス品質の高さを世界に発信する好機となります。政治連盟としても東

京協会と連携し、サポートしてまいります」と表明。また、東京都知事選、3区の都議会補欠選挙にも言及して協力を要請した。

(2面中段に続く)

新型コロナウイルスの全国的な感染拡大に伴い、限定的であった産業界への影響も日増しに広がりを見せておりますが、ビルメンテナンス業界に及ぼす影響も同様に深刻化しており、契約変更による経営環境の悪化や、希望退職者の増加による事業環境の脆弱化等、さまざまな環境変化となっており、中小事業者を苦しめる結果となっております。

一方で、世界的には国民生

また実際には、事業者は従業員に直前3か月の平均賃金を保証しなければなりません。何故ならば、雇用調整助成金のみの支払い又は労働基準法に基づく支払賃金では従業員が生活できないという理由で退職することも考えられ、今回の事態がある程度収束し、施設等の利用が再開された場合に人員不足の事態に陥り、人員不足が業界全体の状況となれば施設管理従事者の確保が困難になります。

よって、事業者は従業員に従来水準の賃金を保証し、離職をくい止めなければならぬのです。

事業者の負担緩和だけでなく、労働者の雇用を守るためにも、発注者の責に帰する理由によりビルメンテナンス事業者への減額、解約等の不利益が発生した場合には、都(行政・外郭団体を含む)による営業補償の実現をお願いします。

因みに、最近中央省庁のコロナ対策(BCD)としてチーム制(スプリットチーム制(班交代制))の運用を開始した省庁も出始めましたが、東京都庁舎をはじめ、閉鎖等不可能な施設に関しても上記同様、契約額の減額等を行わな

◆ ◆ ◆

新型コロナウイルスの全国的な感染拡大に伴い、限定的であった産業界への影響も日増しに広がりを見せておりますが、ビルメンテナンス業界に及ぼす影響も同様に深刻化しており、契約変更による経営環境の悪化や、希望退職者の増加による事業環境の脆弱化等、さまざまな環境変化となっており、中小事業者を苦しめる結果となっております。

一方で、世界的には国民生

また実際には、事業者は従業員に直前3か月の平均賃金を保証しなければなりません。何故ならば、雇用調整助成金のみの支払い又は労働基準法に基づく支払賃金では従業員が生活できないという理由で退職することも考えられ、今回の事態がある程度収束し、施設等の利用が再開された場合に人員不足の事態に陥り、人員不足が業界全体の状況となれば施設管理従事者の確保が困難になります。

よって、事業者は従業員に従来水準の賃金を保証し、離職をくい止めなければならぬのです。

また実際には、事業者は従業員に直前3か月の平均賃金を保証しなければなりません。何故ならば、雇用調整助成金のみの支払い又は労働基準法に基づく支払賃金では従業員が生活できないという理由で退職することも考えられ、今回の事態がある程度収束し、施設等の利用が再開された場合に人員不足の事態に陥り、人員不足が業界全体の状況となれば施設管理従事者の確保が困難になります。

よって、事業者は従業員に従来水準の賃金を保証し、離職をくい止めなければならぬのです。

◆ ◆ ◆

新型コロナウイルスの全国的な感染拡大に伴い、限定的であった産業界への影響も日増しに広がりを見せておりますが、ビルメンテナンス業界に及ぼす影響も同様に深刻化しており、契約変更による経営環境の悪化や、希望退職者の増加による事業環境の脆弱化等、さまざまな環境変化となっており、中小事業者を苦しめる結果となっております。

一方で、世界的には国民生

また実際には、事業者は従業員に直前3か月の平均賃金を保証しなければなりません。何故ならば、雇用調整助成金のみの支払い又は労働基準法に基づく支払賃金では従業員が生活できないという理由で退職することも考えられ、今回の事態がある程度収束し、施設等の利用が再開された場合に人員不足の事態に陥り、人員不足が業界全体の状況となれば施設管理従事者の確保が困難になります。

よって、事業者は従業員に従来水準の賃金を保証し、離職をくい止めなければならぬのです。

また実際には、事業者は従業員に直前3か月の平均賃金を保証しなければなりません。何故ならば、雇用調整助成金のみの支払い又は労働基準法に基づく支払賃金では従業員が生活できないという理由で退職することも考えられ、今回の事態がある程度収束し、施設等の利用が再開された場合に人員不足の事態に陥り、人員不足が業界全体の状況となれば施設管理従事者の確保が困難になります。

よって、事業者は従業員に従来水準の賃金を保証し、離職をくい止めなければならぬのです。

◆ ◆ ◆

新型コロナウイルスの全国的な感染拡大に伴い、限定的であった産業界への影響も日増しに広がりを見せておりますが、ビルメンテナンス業界に及ぼす影響も同様に深刻化しており、契約変更による経営環境の悪化や、希望退職者の増加による事業環境の脆弱化等、さまざまな環境変化となっており、中小事業者を苦しめる結果となっております。

一方で、世界的には国民生

また実際には、事業者は従業員に直前3か月の平均賃金を保証しなければなりません。何故ならば、雇用調整助成金のみの支払い又は労働基準法に基づく支払賃金では従業員が生活できないという理由で退職することも考えられ、今回の事態がある程度収束し、施設等の利用が再開された場合に人員不足の事態に陥り、人員不足が業界全体の状況となれば施設管理従事者の確保が困難になります。

よって、事業者は従業員に従来水準の賃金を保証し、離職をくい止めなければならぬのです。

また実際には、事業者は従業員に直前3か月の平均賃金を保証しなければなりません。何故ならば、雇用調整助成金のみの支払い又は労働基準法に基づく支払賃金では従業員が生活できないという理由で退職することも考えられ、今回の事態がある程度収束し、施設等の利用が再開された場合に人員不足の事態に陥り、人員不足が業界全体の状況となれば施設管理従事者の確保が困難になります。

よって、事業者は従業員に従来水準の賃金を保証し、離職をくい止めなければならぬのです。